

地方職員共済組合【大阪府支部】
特定健康診査等実施計画

平成25年5月 改定

～目次～

第1	背景及び趣旨	1
第2	当支部の現状と課題	1
1	組合員及び被扶養者の人数、医療給付費等の状況	1
2	特定健康診査等の実施状況と課題	2
3	組合員等の健康状況と課題	3
第3	達成目標	6
第4	特定健康診査等の実施対象者数	6
第5	特定健康診査等の実施方法	6
1	特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期	6
2	特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期	8
3	外部委託の契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方	8
4	代行機関の利用	9
5	周知や案内（受診券や利用券の送付等）の方法	9
6	大阪府等が実施する定期健康診断等の健診データを受領する方法	9
7	特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法	10
8	実施に関する毎事業年度の年間スケジュール	10
9	自己負担額	10
第6	個人情報保護	11
1	個人情報保護	11
2	特定健康診査等データの保管年限	11
第7	特定健康診査等実施計画の周知	12
第8	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	12

第1 背景及び趣旨

医療保険の保険者は、健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、平成20年度から、40歳以上74歳以下の加入者を対象とする内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、5年ごとに、5年間を一期として、地方職員共済組合大阪府支部（以下「当支部」という。）における特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

第2 当支部の現状と課題

当支部の大阪府職員等である組合員数は12,439人、その被扶養者の数は13,185人となっている（平成24年度末）。組合員数、被扶養者数ともに近年減少してきているが、このうち、特定健康診査等の対象者である40歳から74歳までの者が占める割合は、組合員が約64.5%、被扶養者が約29.8%、全体では約46.7%となっており（平成24年度末）、その割合は増加傾向にある。

当支部においては、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康の保持・増進等に資するため、従来から人間ドック、健康教育等の健康管理事業を保健事業として実施してきたところであるが、平成20年4月に、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする特定健康診査等実施計画を定め、特定健康診査等の実施率の向上に努めるとともに、その結果を生活習慣病等の疾病予防に結び付けるよう、特定健康診査等事業に取り組んできたところである。

1 組合員及び被扶養者の人数、医療給付費等の状況

平成23年度の当支部の組合員等の人数は26,630人で、組合員等の医療費に係る給付費（以下「医療給付費」という。）は2,866,197千円となっている。

平成20年度からの4年間では、組合員等の人数の減少に伴い、医療給付費も減少傾向にあるものの、組合員等の一人当たり医療給付費は組合員及び被扶養者とも年々増加している。

【組合員及び被扶養者の人数、医療給付費等の状況】

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	当支部	組合全体	当支部	組合全体	当支部	組合全体	当支部	組合全体
平均組合員数（人） (a)	14,309	320,583	13,923	314,215	13,447	308,471	12,766	303,667
平均被扶養者数（人） (b)	16,378	386,802	15,557	375,020	14,926	363,868	13,864	352,189
計 (a+b)	30,687	707,385	29,480	689,235	28,373	672,338	26,630	655,856
組合員の 医療給付費（千円） (c)	1,421,899	27,641,995	1,360,126	26,783,252	1,354,893	26,666,884	1,325,069	26,367,358
被扶養者の 医療給付費（千円） (d)	1,682,754	35,301,479	1,685,678	35,041,982	1,571,896	34,745,275	1,541,128	34,579,863
計 (c+d)	3,104,654	62,943,474	3,045,804	61,825,235	2,926,789	61,412,159	2,866,197	60,947,221
組合員の一人当たり 医療給付費（円） (c/a)	99,371	86,224	97,687	85,239	100,758	86,449	103,796	86,830
被扶養者の一人当たり 医療給付費（円） (d/b)	102,745	91,265	108,356	93,440	105,316	95,488	111,159	98,186

(注) 端数処理の関係で計が合わない場合がある。

2 特定健康診査等の実施状況と課題

(1) 特定健康診査

ア 実施状況

平成20年度から23年度までの特定健康診査の実施率は、各年度とも目標値を下回っており、平成23年度では68.5%となっている。

イ 実施率向上に向けた取組

平成23年度の組合員の実施率が87.0%であることに對し、被扶養者の実施率は24.5%と低迷していることから被扶養者に対する受診勧奨の徹底、パートタイム等の勤務先における事業主健診の検診結果の受領促進など、被扶養者の実施率向上に向けた取組みが必要である。

(2) 特定保健指導

ア 実施状況

平成20年度から23年度までの特定保健指導の実施率は、各年度とも目標値を大幅に下回っており、平成23年度の実施率は1.0%である。

イ 実施率向上に向けた取組

目標値を大幅に下回っている要因としては、特定保健指導の対象となった者がその必要性を感じていないこと、送付した利用券の有効期間が短かったことなどが挙げられる。

そのため、所属所と連携した利用勧奨の徹底やあらゆる機会を通じて生活習慣病のリスクを情報提供することにより、生活習慣病の改善や特定保健指導の受診の必要性を対象者に認識してもらうとともに、利用券を速やかに送付するなど、特定保健指導の実施率向上に向けた取組みが必要である。

【特定健康診査等の実施率の状況】

(単位：%)

区分			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査	目標値	当支部	77.4	77.5	77.9	78.9	78.7
		組合全体	70	75	78	82	85
	実績	当支部	45.1	44.3	68.8	68.5	—
		組合全体	70.8	74.1	77.2	78.3	—
	組合員	当支部	53.7	54.2	88.6	87.0	—
		組合全体	84.9	90.1	92.6	93.0	—
	被扶養者	当支部	26.2	22.3	23.5	24.5	—
		組合全体	39.1	37.6	40.8	42.8	—
特定保健指導	目標値	当支部	22.9	28.5	34.2	40.0	50.0
		組合全体	20	30	40	45	50
	実績	当支部	1.3	0.3	0.6	1.0	—
		組合全体	11.0	16.0	19.3	18.9	—
	組合員	当支部	1.4	0.3	0.6	1.0	—
		組合全体	11.8	16.7	20.2	19.8	—
	被扶養者	当支部	0	0	0	0	—
		組合全体	1.5	4.7	6.8	6.8	—

3 組合員等の健康状況と課題

(1) 疾病別医療費の状況

当組合においては、平成23年4月から診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）が電子化されたことに伴い、レセプトデータを活用し、医療費分析を行ってきたところである。

平成23年度のレセプトデータに基づく当支部の疾病別の医療費を見ると、生活習慣病に関連する疾病の医療費に占める割合は、支部全体では26.4%となっており、当組合全体の23.5%より3.1ポイント高くなっている。

そのうち、「循環器系の疾患（高血圧、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血など）」が8.

3%と最も高くなっており、次いで「新生物（癌、白血病、良性新生物など）」が6.5%となっている。また、当組合全体では「新生物」が8.0%と最も高くなっており、次いで「循環器系の疾患」が6.3%となっている。

【平成23年度 生活習慣病に関連する疾病の医療費に占める割合】

(単位：%)

疾病区分	計		組合員		被扶養者	
	当支部	組合全体	当支部	組合全体	当支部	組合全体
	新生物	6.5	8.0	7.9	9.7	5.2
循環器系の疾患	8.3	6.3	11.0	9.4	6.0	3.8
腎尿路生殖器系の疾患	6.0	4.6	8.8	6.1	3.6	3.4
内分泌、栄養及び代謝疾患	5.6	4.6	6.8	5.1	4.5	4.2
その他	73.6	76.5	65.5	69.7	80.8	82.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 端数処理の関係で計が合わない場合がある。

【平成23年度 生活習慣病に関連する疾病の一人当たり医療費】

(単位：円)

疾病区分	組合員		被扶養者	
	当支部	組合全体	当支部	組合全体
新生物	15,549	15,579	10,418	11,423
循環器系の疾患	21,511	15,165	12,104	6,512
腎尿路生殖器系の疾患	17,198	9,790	7,190	5,879
内分泌、栄養及び代謝疾患	13,262	8,146	9,086	7,201
その他	128,430	111,870	163,424	141,911
計	195,950	160,550	202,223	172,926

(注) 「新生物」：癌、白血病、良性新生物など

「循環器系の疾患」：高血圧、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血など

「腎尿路生殖器系の疾患」：腎炎、腎不全、尿路結石、前立腺肥大など

「内分泌、栄養及び代謝疾患」：糖尿病、高脂血症、甲状腺腫など

(2) 特定健康診査受診者の健康状況

平成23年度の当支部の特定健康診査の健診結果を見ると、支部全体では「肥満者」が38.2%となっており、当組合全体の36.0%より2.2ポイント高くなっている。

また、「生活習慣病リスク保有者」は69.2%となっており、当組合全体の67.4%より1.8ポイント高くなっている。

【平成23年度 特定健康診査受診者の健康状況】

(単位：%)

区分		計						
		組合員		被扶養者				
		当支部	組合 全体	当支部	組合 全体	当支部	組合 全体	
生活習慣病リスク無	非肥満	25.8	27.2	24.1	24.9	41.2	39.2	
	肥満	4.8	5.4	5.0	5.7	3.5	3.4	
生活習慣病 リスク保有者	保健指導リスク	非肥満	22.7	22.7	22.6	22.1	23.1	26.2
		肥満	13.7	12.4	14.7	13.7	5.5	5.6
	受診勧奨リスク	非肥満	6.3	6.6	6.4	6.5	5.7	6.7
		肥満	9.0	7.6	9.7	8.4	3.4	3.1
	服薬	非肥満	6.9	7.4	6.4	7.0	11.0	9.7
		肥満	10.6	10.7	11.0	11.6	6.6	5.9
計	非肥満	61.8	63.9	59.5	60.5	81.0	81.9	
	肥満	38.2	36.0	40.4	39.4	19.0	18.0	

(注) 端数処理の関係で計が合わない場合がある。

<用語の定義等>

1 肥満状況

用語	定義
肥満	下記の(1)又は(2)に該当する者 (1) 腹囲 男性 85cm以上、女性 90 cm以上 (2) 腹囲 (1)以外かつ $BM \geq 25\text{kg}/\text{m}^2$
非肥満	「肥満」に該当しない者

2 生活習慣病リスクの保有状況

用語	定義
リスク無	下記の3区分以外の者
保健指導リスク	「服薬」・「受診勧奨リスク」ではない者のうち、特定保健指導の階層化に用いられる検査項目について、保健指導判定値以上の項目を1つ以上保有している者
受診勧奨リスク	「服薬」でない者のうち、特定保健指導の階層化に用いられる検査項目について、受診勧奨判定値以上の項目を1つ以上保有している者
服薬	特定健康診査の質問項目中「血圧を下げる薬」、「インスリン注射又は血糖を下げる薬」又は「コレステロールを下げる薬」の使用の有無について、「はい」と回答した者

(参考) 特定保健指導の階層化に用いられる検査項目と判定値

区分		受診勧奨判定値	保健指導判定値
血糖	空腹時血糖 (mg/dL)	126	100
	ヘモグロビンA1c (%) ※JDS 値	6.1	5.2
脂質	中性脂肪 (mg/dL)	300	150
	HDL コレステロール (mg/dL)	34	39
血圧	収縮期血圧 (mmHg)	140	130
	拡張期血圧 (mmHg)	90	85

(3) 継続的な医療費分析等の実施

レセプトデータによる医療費分析や特定健康診査の受診結果データによる健康状況分析を継続して行うことにより、一人当たり医療費や疾病別医療費、健康状況等の経年的な動向を把握し、効果的な特定健康診査等事業の取組が必要である。

第3 達成目標

平成29年度の実施率(目標値)は、特定健康診査にあつては90%、特定保健指導にあつては40%とする。

これらの目標を達成するための平成25年度から平成28年度までの実施率(目標値)は、別紙のとおりとする。

第4 特定健康診査等の実施対象者数

実施対象者数(見込み)は、別紙のとおりとする。

第5 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期

(1) 実施機関

ア 組合員(再任用職員として勤務していない任意継続組合員を除く。)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令に基づき職員に対して大阪府及び大阪府が設立する地方独立行政法人(以下「大阪府等」とい

う。)が実施する定期健康診断又は大阪府等と当支部が実施する人間ドック(特定健康診査の実施項目を満たすものに限る。)の実施機関

イ 被扶養者及び再任用職員として勤務していない任意継続組合員

(ア) 全国組織の実施機関とりまとめ団体(以下「とりまとめ団体」という。)に属する実施機関

※ とりまとめ団体

- ① 公益社団法人日本人間ドック学会及び一般社団法人日本病院会
- ② 公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連)
- ③ 公益財団法人結核予防会
- ④ 公益財団法人予防医学事業中央会
- ⑤ 公益社団法人全日本病院協会

(イ) 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

(2) 実施項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)に基づく次の項目とする。

内容	項目		
基本的な項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)		
	自覚症状及び多覚症状の有無の検査		
	身長		
	体重		
	腹囲		
	BMI		
	血圧の測定		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血中脂質検査	中性脂肪	
		HDL-コレステロール	
		LDL-コレステロール	
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c		
尿検査	尿糖		
	尿蛋白		
医師の判断による項目	心電図検査		
	眼底検査		
	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
ヘマトクリット値			

(3) 実施時期

- ア 上記(1)アは、大阪府等又は当支部が定める次の時期
4月から11月
- イ 上記(1)イは、当支部が定める次の時期
通年

2 特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期

(1) 実施機関

- ア とりまとめ団体に属する実施機関
- イ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関
- ウ 上記イ及びウ以外で当支部が契約する実施機関

(2) 実施内容

平成25年4月厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)(以下「標準的な健診・保健指導プログラム」という。)第3編第3章」により実施する。

(3) 実施時期

- ア 当支部が定める次の時期
通年

3 外部委託の契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方

(1) 外部委託の契約形態

- ア とりまとめ団体との契約に基づく実施機関に外部委託する。
- イ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関に外部委託する。
- ウ 上記ア及びイ以外で当支部が契約する実施機関に外部委託する。

(2) 外部委託先の選定に当たっての考え方

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第11号)を満たすことを条件とする。

また、外部委託先の選定に当たっては、都道府県保険者協議会等を活用し、情報交換を行うものとする。

4 代行機関の利用

決済及び特定健康診査等のデータをとりとめる機関は、社会保険診療報酬支払基金とする。

5 周知や案内（受診券や利用券の送付等）の方法

(1) 受診券

被扶養者及び任意継続組合員（再任用職員として勤務している者を除く）に当支部から6月頃に送付する。

送付方法は、各所属所を通じての送付又は郵送とする。

(2) 利用券

下記7（2）に該当する特定保健指導の対象者に当支部から随時送付する。

送付方法は、各所属所を通じての送付又は郵送とする。

(3) 外部委託の実施機関

地方職員共済組合地方共済事務局（本部）及び当支部のホームページ等に掲載する。

6 定期健康診断等の健診データを受領する方法

(1) 大阪府等の場合

協定を結び、健診データを受領する。

(2) 外部委託先の実施機関が代行機関を利用する場合

代行機関を経由して健診データを受領する。

(3) 派遣先団体に所属する組合員が勤務先等で労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診した場合

当該組合員から健診データを受領する。

(4) 被扶養者が勤務先等で労働安全衛生法その他関係法令に基づく定期健康診断等を受診した場合

当該被扶養者から健診データを受領する。

(5) 他の医療保険者から異動等により当支部の組合員となった者の場合

他の医療保険者から異動等により当支部の組合員となった者の同意を得た上で、当該他の医療保険者から健診データを受領する。

7 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

(1) 特定保健指導の対象者の抽出は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条の規定により行う。

(2) 特定保健指導の対象者の重点化

特定保健指導の対象者のうち、健診データ等から生活習慣改善が期待できる対象者を優先的に行う。

8 実施に関する毎事業年度の年間スケジュール

時期	内容
毎事業年度当初	特定健康診査の対象者の抽出
	受診券の送付
毎事業年度中	特定健康診査の実施
	健診データの受領（毎月）
	代行機関からの請求額の支払い（毎月）
	未受診者への勧奨
	特定保健指導の抽出、重点化
	利用券の送付
	特定保健指導の実施
	特定保健指導データの受領（毎月）
	未実施者への勧奨
毎事業年度末	計画の見直し
	翌事業年度の委託契約準備・契約
翌事業年度10月末	国への報告

9 自己負担額

(1) 特定健康診査
負担金なし

(2) 特定保健指導

ア 動機付け支援

1,000円（被扶養者及び再任用職員として勤務していない任意継続組合員のみ徴収）

イ 積極的支援

4,000円（被扶養者及び再任用職員として勤務していない任意継続組合員のみ徴収）

第6 個人情報保護

1 個人情報の保護

当支部が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び地方職員共済組合大阪府支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。

なお、この管理に当たっては、健康保険組合連合会の「特定健康診査・特定保健指導共同処理システム」を利用する。

また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

2 特定健康診査等データの保管年限

特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

第7 特定健康診査等実施計画の周知

当支部のホームページ等を活用して周知する。

第8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

この計画は、毎事業年度、翌事業年度の予算編成を目途に必要な見直しを行う。

また、平成27年度に、平成25年度以降の実績を基に評価を行い、必要に応じ、実施方法及び目標値を見直すものとする。

(別紙)

特定健康診査等の実施率(目標値)及び対象者数

(単位:人、%)

区 分		平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		組合員	被扶養者	計												
特定健康診査	対象者数	7,721 (0)	3,777 (3,777)	11,498 (3,777)	7,653 (0)	3,714 (3,714)	11,367 (3,714)	7,560 (0)	3,645 (3,645)	11,205 (3,645)	7,457 (0)	3,683 (3,683)	11,140 (3,683)	7,420 (0)	3,683 (3,683)	11,103 (3,683)
	実施者数	7,026 (0)	1,512 (1,512)	8,538 (1,512)	7,041 (0)	1,858 (1,858)	8,899 (1,858)	7,031 (0)	2,186 (2,186)	9,217 (2,186)	7,010 (0)	2,579 (2,579)	9,589 (2,579)	7,049 (0)	2,946 (2,946)	9,995 (2,946)
	実施率 (目標値)	91.0	40.0	74.3	92.0	50.0	78.2	93.0	60.0	82.3	94.0	70.0	86.0	95.0	80.0	90.0
特定保健指導	対象者数	1,519	163	1,682	1,508	198	1,706	1,491	235	1,726	1,472	278	1,750	1,463	312	1,775
	実施者数	152	16	168	257	35	292	373	59	432	471	88	559	585	126	711
	実施率 (目標値)	10.0	10.0	10.0	17.0	17.0	17.0	25.0	25.0	25.0	32.0	32.0	32.0	40.0	40.0	40.0

※ ()は特定健康診査の対象者数のうち、当支部として実施する対象者数である。